

第三者評価基準(案)

評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点

(児童養護施設版)

目次

- 1 養育・支援 1
- (1) 養育・支援の基本
- ① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。
 - ② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。
 - ③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。
 - ④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。
 - ⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。
- (2) 食生活
- ① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。
 - ② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。
 - ③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。
- (3) 衣生活
- ① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。
 - ② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
- (4) 住生活
- ① 居室等施設全体がきれいに整美されている。
 - ② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。
- (5) 健康と安全
- ① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。
 - ② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- (6) 性に関する教育
- ① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- (7) 自己領域の確保
- ① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。
 - ② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。
- (8) 主体性、自律性を尊重した日常生活
- ① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。
 - ② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。
 - ③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。
- (9) 学習・進学支援、進路支援等
- ① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。
 - ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。
 - ③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応

- ① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。
- ② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。
- ③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。

(11) 心理的ケア

- ① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

(12) 養育の継続性とアフターケア

- ① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。(共通Ⅲ-3-(2)-①)
- ② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。(共通Ⅲ-3-(2)-①)
- ③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。
- ④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

2 家族への支援..... 32

(1) 家族とのつながり

- ① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。
- ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。

(2) 家族に対する支援

- ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

3 自立支援計画、記録..... 35

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。(共通Ⅲ-4-(1)-①)
- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)
- ③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

- ① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。(共通Ⅲ-2-(3)-①)
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

4 権利擁護..... 42

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)
- ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。

- ③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。
 - ④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)
 - ⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。
- (2) 子どもの意向への配慮
- ① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)
 - ② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。
- (3) 入所時の説明等
- ① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。(共通Ⅲ-3-(1)-①)
 - ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ-3-(1)-②)
 - ③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。
- (4) 権利についての説明
- ① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。
- (5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境
- ① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(3)-①)
 - ② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)
 - ③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)
- (6) 被措置児童等虐待対応
- ① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。
 - ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
 - ③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。
- (7) 他者の尊重
- ① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

5 事故防止と安全対策..... 59

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)
- ② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。(共通Ⅱ-3-(1)-②)
- ③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-(1)-③)

6 関係機関連携・地域支援..... 62

(1) 関係機関等の連携

- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係

機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。(共通Ⅱ-4-(2)-①)

- ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)
- ③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。

(2) 地域との交流

- ① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-①)
- ② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。共通Ⅱ-4-(1)-②)
- ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入についての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

(3) 地域支援

- ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-①)
- ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-②)

7 職員の資質向上..... 70

- ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。(共通Ⅱ-2-(3)-①)
- ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。(共通Ⅱ-2-(3)-③)
- ④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

8 施設の運営..... 74

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。(共通Ⅰ-1-(1)-①)
- ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。(共通Ⅰ-1-(1)-②)
- ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組が行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-①)
- ④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-②)

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-①)
- ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-②)
- ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通Ⅰ-2-(2)-①)
- ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている(共通Ⅰ-2-(2)-②)
- ⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。

(共通Ⅰ-2-(2)-③)

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。(共通Ⅰ-3-(1)-①)
- ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。(共通Ⅰ-3-(1)-②)
- ③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-①)
- ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-②)

(4) 経営状況の把握

- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-①)
- ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-②)
- ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。(共通Ⅱ-1-(1)-③)

(5) 人事管理の体制整備

- ① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通Ⅱ-2-(1)-①)
- ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。(共通Ⅱ-2-(1)-②)
- ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。(共通Ⅱ-2-(2)-①)
- ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-2-(2)-②)

(6) 実習生の受入れ

- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。(共通Ⅱ-2-(4)-①)

(7) 標準的な実施方法の確立

- ① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)
- ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-②)

(8) 評価と改善の取組

- ① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)
- ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。(共通Ⅲ-2-(1)-②)

※「共通Ⅰ-1-(1)-①」の記載は、社会福祉事業共通の評価基準53項目の対応する番号

1 養育・支援

1－(1) 養育・支援の基本

1－(1)－① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。

【判断基準】

- a) 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。
- b) 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解しようとしているが、十分ではない。
- c) 子どもを理解しようしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設における養育・支援は、子どもとの信頼関係を基盤に行われなければなりません。そのためにはまず、どんな子どもであっても存在そのもの（ありのままの姿）を受け入れ、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、その理由や背景を理解することが大切です。そうすることで子どもは「自分のことがわかってもらえている」という信頼の気持ちが芽生えていきます。
- 子ども一人一人が抱える課題は個別のかつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。職員は心理学的知見や経験によって培われた感性に基づく深い洞察力によって子どもの理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合う姿勢が大切です。
- 「子どもの理解」の程度を評価するのは難しいことです。本評価基準では、職員が子どもにかかわる場面に立ち会って、職員が子どもを理解しようとする態度、又は理解に基づいたかわりを評価することが望まれます。

評価の着眼点

- 職員は心理学的知見や経験によって培われた感性に基づく深い洞察力によって子どもの理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。
- 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
- 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。
- 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解している。

1－(1)－② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。

【判断基準】

- a) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。
- b) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。
- c) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事、睡眠、排泄といった生理的欲求（一次的欲求）と、所属と愛情・承認といった心理的欲求（二次的欲求）を総称して基本的欲求と言います。子どもは、こうした基本的欲求の充足を通して、養育者との間に基本的信頼感を獲得します。児童養護施設でも、基本的欲求の充足のプロセスにおいて子どもと職員との関係性が深まっていくこと大切です。
- 安全の欲求、承認の欲求など、成長とともに重要とされる基本的欲求が変わるように、子どもの発達段階やそのときどきの状況によって充足すべき基本的欲求は異なりますから、子ども一人一人の基本的欲求を把握していることが大切です。
- 子どもが生活力を高めていくためには、その欲求を自主的に充足できる環境が必要です。その意味では、高齢児の日課は、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものであることが大切です。
- 基本的欲求の充足は、子どもが信頼を寄せる職員によってなされるとともに、子どもと職員が共に作りだす日常生活の中で自然な形でなされることが大切です。そのために、起居を共にする職員など身近な職員が一定の裁量権を有し、柔軟に対応できる体制となっていることが求められます。
- 本評価基準では、養育・支援が職員との関係性を基盤として、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、日常生活の坦々とした営みを通して基本的欲求の充足がなされているかについて評価します。

評価の着眼点

- 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。
- 子ども一人一人の基本的欲求を把握している。
- 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。
- 高齢児の日課は、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。
- 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。

1－(1)－③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

【判断基準】

- a) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。
- b) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障しているが、十分でない。
- c) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが自己肯定感を形成し、自己を向上発展していくことができるようになるためには、成長の過程で体験する様々なつまずきや失敗を、主体的に解決し乗り越えていくことが大切です。
- 施設では一般家庭と比して、一人の職員が掌握、援助しなければならない子どもの数が多くなります。そのため、子どものつまずきや失敗につきあうだけのゆとりがないため、つまずいたり失敗したりしないように過干渉になってしまう傾向にあります。子どもは、できなかったことができるようになることで自己の成長を実感し、またそのことを職員が気づき認めあげることで自己肯定感を高めていきます。
- こうした体験を日常生活の中で数多く経験することが大切です。そのためにも、子どもの力を信じて見守るという姿勢が大切です。子どもは職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解決していく力をつけていくのです。
- 本評価基準では、日常生活において職員が子どもの力を信じて見守る姿勢を大切にしているかを評価します。

評価の着眼点

- 朝・夕の忙しい時間帯にも、一人の職員が掌握、援助しなければならない子どもの数が、一般家庭と比して極端に多くならないよう配慮している。
- 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。
- 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。
- 職員は必要以上の指示や制止をしていない。
- つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。

1－(1)－④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。
- b) 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障しているが十分ではない。
- c) 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの発達保障は養育の目的としてとても重要なことです。子どもはそれぞれ、その年齢や発育状況に応じた発達の課題を有しています。ここでは、施設が子どもの発達段階に応じた適切な環境を用意しているか評価します。
- 子どもは自ら環境に働きかけて発達の課題をクリアしていきます。児童養護施設では入所している子どもの年齢幅が大きいので、それぞれの年齢段階にあった学びや遊びの環境が用意、利用されていることが大切です。
- 発達保障のために社会資源を積極的に活用することも大切です。今では幼稚園就園のための費用が支弁されていますから、幼稚園で教育を受ける機会を保障することも重要です。また、施設には何らかの障害を有する子どもも数多くいますので、子どもの発達段階や学校適応状況を勘案して、必要に応じて特別支援教育を受ける機会を保障することも重要です。
- 子どもの背景や年齢・発達状態により、子どもに必要な学びや遊びへのニーズは異なります。固定概念に捉われず、子どもがこれまで満たされなかったニーズを充足していくことが、ひいては年齢相応の学力やコミュニケーションスキルの習得につながります。
- 学力や遊びの力が年齢相応に発達していない子どもは、学校や地域で孤立しがちです。遅れを取り戻していくことが不登校の予防にもつながります。
- 特に、子どもにとって、好きなものや打ち込めるものができるると精神的にも安定しやすくなります。自分から中々見つけられない子どもには、様々な機会を提供してみてください。
- 本評価基準では、子どものニーズの把握やその充足のための具体的な支援内容について評価します。

評価の着眼点

- 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。
- 施設内での保育が、年齢や発育状況に応じたプログラムの下、実施されている。
- 幼稚園に就園させている。
- 子どもの状況に応じて特別支援教育を受ける機会を保障している。
- 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握できている。
- 学校や地域の資源の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、必要な情報交換ができている。
- 子どもの学びや遊びを保障するための、資源（ボランティア等）が十分に活用されている。
- 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。

1－(1)－⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

【判断基準】

- a) 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。
- b) 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。
- c) 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、基本的な生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、様々な生活技術の習得のために、特別な時間を設けて指導するのではなくて、穏やかで秩序ある生活を通して自然な形でそれらが身につくよう支援しているかを評価します。
- 穏やかで安全性や快適さに配慮された生活によって、子ども自身がルールを守ることで施設生活そのものを守ろうとする意識が醸成されることが大切です。
- そのためには、普段から職員がその振る舞いや態度で模範を示すことが大切です。また、生活のなかで職員からの指示や声掛けが適切に行われることが大切です。評価者は、生活場面に入り、日々の生活での職員と子どもとのやりとりを見て評価することが求められます。

評価の着眼点

- 職員の指示や声かけが適切で、施設全体が穏やかな雰囲気です秩序ある生活が営まれている。
- 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。
- 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならぬこと」と「してはならぬこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。
- 子どもが社会生活を営む上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。
- 地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。
- 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。

1－(2) 食生活

1－(2)－① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。

【判断基準】

- a) 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。
- b) 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。
- c) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は基本的な生活習慣を確立していく上での基本となるもので、食事を通して生活のリズムが形成されなければなりません。
- 従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。
- そのため、栄養に配慮されたおいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気の中で食べることができるような環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取組が求められます。
- 食卓の雰囲気に、人間関係などその生活集団の雰囲気が反映されることを踏まえれば、食事の時間が、職員と子ども、子ども同士のコミュニケーションの場として機能し、和やかな雰囲気がなっていることが大切です。
- 本評価基準では、評価者は食事の時間を共有し、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 食事の時間が適切で、食事を通して生活のリズムが形成されている。
- 食事場所は明るく楽しい雰囲気で、常に清潔が保たれている。
- クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- 陶器の食器等を使用したり、盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。
- 食事の時間が、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。
- 無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮する。
- 施設外での食事、来客を迎えての食事など、食事を楽しむ多様な機会を設ける。

1－(2)－② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。

【判断基準】

- a) 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。
- b) 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、食事が、変化に富んだ献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量が確保されていることはもちろんのこととして、子どもの嗜好や子ども一人一人の健康状態に配慮した食事を提供するための取組について評価します。
- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスに配慮することが大切です。そして、食事が楽しい時間であり、発育に必要な栄養をしっかり摂るためにも、子どもの嗜好を考慮した食事の提供が必要です。そのためにも、定期的に残食の状況やアンケート調査、献立会議等を通して嗜好を把握する取組が求められます。
- 児童養護施設では子どもの年齢幅も大きいですし、最近では食物アレルギーを持つ子など食事に特別な配慮が必要な子が増えています。病気のときなど健康状態に配慮した食事を含めて、子ども一人一人の状況に応じた食事の提供が求められます。
- 児童養護施設では、日々の生活援助と食事の提供とを別々の職員が担ってきました。家庭的養護の推進の中、これらを同一の職員が行う取組が増えてきています。例えば地域小規模児童養護施設では、献立について子どもの状況に応じて柔軟に対応できるのですが、そうした場合であっても、配慮のこもった食事を提供するとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を勘案する必要があります。

評価の着眼点

- 子どもの年齢、障害や疾病、食物アレルギーなど子どもの心身の状況、また体調など日々の健康状態に応じ、それらに配慮した食事を提供している。
- 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。
- 配慮のこもった献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を満たした食事を提供している。
- 少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときであっても、配慮のこもった献立であり栄養面も勘案されるよう、献立について振り返る機会がある。

1－(2)－③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。

【判断基準】

- a) 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。
- b) 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進しているが、十分でない。
- c) 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設では、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身につけていない子どもも少なくありません。本評価基準では、生活を通して発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。
- 日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進することが求められます。「日常的」となると、施設では難しいかもしれませんが、発達段階に応じて、調理方法や買い物を手伝って材料の選び方等を知る機会を設けたり、食器洗いや配膳等を習慣化したり、また職員が範を示すことで、基本的な食習慣の習得に向けた支援が必要となります。
- 日々提供される食事について献立の提示等で食材や栄養などの情報提供を行い、食に関する知識を豊かにする支援も大切です。
- 偏食の指導については、無理強いするのではなく少しずつ食べられるようになるよう工夫する必要があります。また、「どうして食べなければならないのか」を説明したり、職員自身がおいしく食べる様子を子どもに見せることも大切です。
- 食事の方法もバイキング方式や屋外での食事、レストランでの外食等、多様な機会を設けることによって食事を楽しむとともに、正しい食事のマナーを習得するための支援を行うことが大切です。
- 子どもが、郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承していくことは、大切な取組です。

評価の着眼点

- 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。
- 食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身につけられるよう工夫している。
- 買い物を手伝って材料の選び方を知る機会を設けている。
- 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。
- テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。
- 食品分類やおよつのはり方等、栄養についての正しい知識を教えている。
- 日々提供される食事について献立の提示等食に関する情報提供等を行う。
- 偏食の指導を適切に行う。
- 郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにする。

1－（3）衣生活

1－（3）－① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。

【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。
- b) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供できるよう取り組んでいるが、十分でない。
- c) 衣服の提供に配慮を欠いたものがある。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子ども一人一人の身だしなみが配慮の届いたものとなるよう、衣生活の支援について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが提供され、きちんと着用されるよう細やかな支援をしている。
- 衣服は、ほつれ、ほころび、穴等、また汚れがないものが着用されている。
- 年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。
- 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
- 生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。
- 靴についても清潔で体にあったものが提供され、汚れや水濡れにも適切に対応している。

1－(3)－② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
- b) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが衣習慣を習得できるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 衣生活は、子どもにとって大切な領域であり自己表現の大きな手段として考えられることから適切な配慮が求められます。
- 画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給をやめて可能な限り子どもの個性に合ったもの、子どもの好みに合ったものを購入するような配慮が求められます。
- また、高年齢児においては自分自身で選び、購入できるような機会を確保することも必要です。
- あわせて、子ども自身で衣生活の管理ができるように支援を進めていくことが求められます。
- 季節や気候にあわせた衣服の選択や、衣類の補修等、発達段階に応じて子ども自身でできるように必要な援助を行います。
- 本評価基準は、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるための施設による援助について評価します。

評価の着眼点

- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。
- 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を購入できる機会を設けている。
- 発達段階に応じて、衣服の着脱、整理整頓ができるよう支援している。
- 発達段階に応じて、選択、アイロンかけ、補修等衣服の自己管理ができるよう支援している。
- 衣服を通じて子どもが適切に自己表現ができるように支援している。

1－（４）住生活

1－（４）－① 居室等施設全体がきれいに整美されている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体がきれいに整美されている。
- b) 居室等施設全体がきれいに整美されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が整美されてない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもを取り巻く住環境は、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などにいたるまで、そこにくらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるようにすることが求められます。
- 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいでありたいものです。そのために職員が率先して美化に努める必要があります。一方、居室については、きれいに保つことができない子どももいますが、発達段階や子どもの状況に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくように支援することが大切です。
- 本評価基準では、居室等施設全体がきれいに整美され、子どもの生活の場として安全性や温かみのある環境に配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

評価の着眼点

- 庭がきれいに清掃され、樹木や草花の植栽にも配慮が届いている。
- 室内は明るく、花や絵画が飾られるなど、温かみのある環境になっている。
- 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにしている。
- トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。
- 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。
- 設備や家具什器について、汚れていたり壊れていたりしていない。
- 日常的な清掃や大掃除を行い、破損箇所については軽度な修繕を迅速に行っている。
- 発達段階や子どもの状況に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。

1－(4)－② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。

【判断基準】

- a) 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。
- b) 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしているが、十分ではない。
- c) 子ども一人一人の居場所が確保されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人の居場所が確保され、そこにあることで安全・安心で「自分が大切にされている」と感じる場所が用意されていることは、自我の確立のために大切なことです。
- 子ども一人一人に個室を提供することが物理的に難しい施設もあるでしょうが、その場合であっても、大切な人の写真を遠慮なく飾ることができるなど、個人の空間が確保されていることが大切です。
- 本評価基準では、施設の中に子ども一人一人の居場所が確保され、施設が安全・安心を感じる場所となるように配慮しているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

評価の着眼点

- 6人程度の小集団養育を行う環境づくりに配慮している。
- 家庭的な環境としてくつろげる空間を確保している。
- 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。
- 年少児の居室は、職員の目の届きやすいところに配置している。
- リビングに子どもの作品や記念の写真が飾られるなど、子どもが安心していられる場所としての感覚（居がい感）を持てるような配慮がされている。

1－（５）健康と安全

1－（５）－① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。
- b) 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 身体の健康は、子どもの健全な発達の基本となります。
- 本評価基準では、発達段階に応じて子ども自らが身体の健康に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。
- なお、本評価基準で身体の健康とは、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含むものとしてその取組を評価します。

評価の着眼点

- 幼児については、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握している。
- 排泄後の始末と手洗いの指導をしている。
- うがいや手洗いの習慣を養うように指導している。
- 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう指導している。
- 夜尿のある子どもについて、常に寝具や衣類が清潔に保てるよう支援している。
- 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう援助している。
- 必要に応じて入浴やシャワーが利用できるなど、発達段階に応じた配慮がされている。
- 定例的に理美容をしている。
- 子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための指導を行っている。
- 子どもの交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から児童に教えている。
- 施設内外における危険箇所を把握し、職員、子どもに注意喚起が行われている。

1－(5)－② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人一人の子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもの健康管理について日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況等について具体的な取組を評価します。
- 子どもの健康状態は、日々変化します。病気やケガだけでなく、心の悩みや友人関係の躓きや家族関係等で健全な状態が急変することもあります。健康管理は、日頃から注意深く観察することで適時に適切な対応が求められます。

評価の着眼点

- 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。
- 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察している。
- 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
- 服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
- 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。
- 感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努めている。
- あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。
- 定期的に子どもの健康管理に努めバイタルチェック等により健康状態を把握している。

1－(6) 性に関する教育

1－(6)－① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設における性教育は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう援助していくことが求められます。
- そのためには、日頃から職員の間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。
- また、実生活の上でも年齢にふさわしい関係において異性を尊重し、思いやりのある心を育てるよう、性について正しい知識を得る機会を設けることが必要となります。
- 本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。
- いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。

評価の着眼点

- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう援助している。
- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。
- 年齢相応で健全な異性とのつき合いができるよう配慮している。
- 年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。
- 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。

1－（7）自己領域の確保

1－（7）－① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。

【判断基準】

- a) でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。
- b) でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしているが、十分ではない。
- c) でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設では、管理のしやすさから、物を共有することがあります。しかし、個人のものにつけるもの、食器などのように日常的に使用するもの、シャンプーのように好みに個人差があるものについては、個人所有とすることで自己領域の確保を図ることが大切です。この場合、いろいろ好みがあるからということで、シャンプーのような日用品を子どもが小遣いで購入することが無いようにする必要があります。
- 個人所有のものについては、「これは自分のもの」、「あれは〇〇ちゃんのもの」というように自他の区別をつけるために記名することが大切です。
- しかし、衣類の記名が外からわからないようにするなど画一的な方法ではない一定の配慮が必要です。衣類、お茶碗などは、記名されていなくとも誰のものかわかるくらいに個別性への配慮が望まれます。
- 個人所有は子どもの自己形成にとって大切です。自分一人の物に対しては愛着を抱きやすく、所有物の管理も自ら行うことによって、紛失しないように整理整頓する成長の機会を促します。自分の物を大切に出来ないとは他者の物や公共物を大切にすることは養われません。
- 本評価基準では、子どもの所有物ができ得る限り共有ではなく個人所有にできるように施設で行っている工夫や取組を評価します。

評価の着眼点

- 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。
- シャンプーなどの日用品は子どもの好みに応じて施設が用意している。
- お茶碗や箸は、個別性に配慮している。
- 個人所有の物は、でき得る限り子どもの嗜好を反映させる。
- 字が読めない子どもに対しては、イラストマークを使用するなどして、所有物がわかる工夫をしている。
- 記名やマークが必要な物は、でき得る限り子どもからの許可を得、記名されても子どもが恥ずかしくならなくても済むような場所に留める。
- 紛失防止のためにも、個々の子どもたちに片付け方を教えている。
- 個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等を整備する。

1－(7)－② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。

【判断基準】

- a) 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。
- b) 成長の記録（アルバム）が整理されている。
- c) 成長の記録（アルバム）が整理されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが自分の生い立ちを振り返り成長を確認することは、アイデンティティーの確立のために重要です。そのためにも成長の記録（アルバム）が整理され、個人が所有し、適時振り返ることができることが大切です。
- その際、必要に応じて職員と共に振り返ること大切です。その子と関係がまだ短い場合は、成長の過程に触れ、どんな「想い」で育ってきたのかを知ることができます。また、永くその子とかかわっている職員であるならば、その子への「想い」を語ってあげることも大切です。
- いずれにしても、保護者や過去に養育にあたった人に協力を求め、生まれてから現在までの成長の記録を整理しておく必要があります。
- 複雑な生い立ちを抱えている子どもが少なくありません。子どもが安心できる職員と共に、成長の過程をたどることは、子どもにとって自らの命を肯定するきっかけになります。
- 可能な子どもとは少なくとも年に一回、誕生日の頃などに成長の記録（アルバム）を共に作る機会を設けましょう。子どもが思いの丈をじっくり語ることでできる機会としましょう。
- また、子どもが成長の記録（アルバム）を振り返りたい時に、いつでも見ることができる環境整備が必要です。
- 本評価基準では、成長の記録（アルバム）が整理され、子どもが成長の過程を振り返ることができることはもとより、その作成の過程で子どもたちの生い立ちが整理されているかを評価します。
- 子どもの気持ちに寄り添うことは、喜怒哀楽そのものに職員の気持ちが寄り添うということであり、気持ちが言葉として寄り添うことが大切です。

評価の着眼点

- 子ども一人一人に成長の記録（アルバム）が用意され、個人が保管し、自由に見ることができる。
- 成長の記録に空白が生じないように写真等の記録の収集、整理に努めている。
- 可能な子どもとは共に、成長の記録（アルバム）が整理されている。
- 成長の記録（アルバム）の整理が、子どもの生い立ちの整理につながっている。
- 生い立ちの整理の前後に必要なフォローが適切になされている。
- 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返ることができる。
- 子どもが振り返りたい時に、成長の記録（アルバム）をいつでも見ることができる。
- 子どもが施設を退所する時に成長記録（アルバム）が手渡されている。

1－（8）主体性、自律性を尊重した日常生活

1－（8）－① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。

【判断基準】

- a) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。
- b) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内の自治会活動等）を行えるよう支援することが求められます。

○本評価基準は、子どもが行事等の企画・運営に主体的に関わることができることや、子どもの趣味や興味にあったプログラムであること等によって、行事等に子どもが参画しやすいように計画・実施されているかどうかについて施設の具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

子どもの趣味や興味にあったプログラムになるように子どもの意見を反映させ、適宜改変している。

子どもが主体的に行事の企画・運営に関わることができる。

活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。

行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。

行事等の参画について、子ども一人一人の選択を尊重している。

1－(8)－② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。
- b) 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮しているが、十分でない。
- c) 休日等に子どもが自由に過ごせるような配慮はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、休日等に子どもが自由に過ごせるような工夫や配慮について施設の取組を評価します。
- 日常生活の中で、ふっと何かから開放される時間というのは大切な時間です。
時間（日課）から、人間関係から、規則から身も心も解き放たれた自分だけの時間と場が潤いの時間となり明日へのエネルギーが充足されます。
- 子どもは、時間を浪費するものであり、その中から生活を学びます。

評価の着眼点

- 子どもの興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう工夫している。
- 子ども（外国籍の子ども等）の生活文化を保障し、自由に活動ができるようにしている。
- 学校のクラブ活動への入部は、本人の希望を尊重している。
- 子どもが地域のサークル活動やレクリエーション等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。
- 子どもの趣味に応じて、地域の文化・スポーツ活動への参加や習い事を認めている。
- 図書・雑誌・新聞等、子どもの要望に応じた出版物を備えて、自由に閲覧できるようにしている。
- テレビ・ビデオ・ステレオ等オーディオ機器を備え、子どもの健全な発達に考慮した上で、自由に使用できるようにしている。

1－(8)－③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。
- b) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階に応じて、経済観念が身につくような支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが社会化していくためには、様々な生活技術が習得されていかなければならず、なかでも経済観念の確立はその基本となるものです。
- 経済観念の確立に向けては、子どもの発達段階に応じて小遣いの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための援助が必要となります。
- 本評価基準は、子どもの金銭管理や使い方など経済観念の確立に向けた支援について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 計画的な小遣いの使用等、小遣い帳や通帳を使って金銭の自己管理ができるよう支援している。
- 無駄遣いをやめ、節約したことによる効果を実感できるようなお金の使い方を体験できるように工夫している。
- 大人と一緒に買物に行ったり、一人で買物をさせるなど経済観念や金銭感覚が身につくよう支援している。
- 小遣いの用途については、子どもの自主性を尊重し、不必要な制約を加えていない。
- 一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。

1－(9) 学習・進学支援、進路支援等

1－(9)－① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが児童養護施設には求められます。
- 公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障し、障害を有する子どもについては特別支援学校への進学を支援するなど、子どもの学習権を保障することが大切です。
- 本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 忘れ物や宿題の未提出が無いよう把握している。
- 辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。
- 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、中学生、高校生、大学受験生のための環境づくりなどの配慮をしている。
- 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう援助している。
- 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。
- 学習指導のため、ボランティアの協力を得ている。
- 進学児童には、家庭教師や地域の学習塾等を活用している。
- 基礎学力の回復に努めている。
- 公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障している。

1－(9)－② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援している。
- b) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるような支援はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの適切な自己決定を確保するためには十分な情報提供がその基本となります。
- 特に、進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて親、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった援助が求められます。
- 本評価基準では、学校を卒業する子どもの「最善の利益」にかなった進路の自己決定に向けた援助について具体的な取組を評価します。
- あわせて、進路決定後のフォローアップや退学・就職等の進路変更等についても対応を評価します。

評価の着眼点

- 進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供している。
- 進路選択に当たって、子どもと十分に話し合っている。
- 進路選択に当たって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
- 早い時期から進路について自己決定ができるような相談、指導を行っている。
- 奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。
- 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。
- 高校卒業後の進学についてもでき得る限り支援する。
- 中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援する。

1－(9)－③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。
- b) 職場実習や職場体験等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 社会経験の拡大に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、職場実習や職場体験等の機会を通じた施設による社会経験の拡大に向けた取組を評価します。
- 子どもは、施設を巣立つことに大きな不安を抱えています。自立するための準備として、まだ見ぬ社会を理解できるよう計画的に自立に向けた取組が必要です。

評価の着眼点

- 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
- 事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めている。
- 各種の資格取得を積極的に奨励している。
- 職場実習に対する実施規程などを作成し、子どもの自立支援に取り組んでいる。
- 子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積めるよう支援する。

1－（10）行動上の問題及び問題状況への対応

1－（10）－① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもが問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。
- b) 子どもが問題行動をとった場合に、行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。
- c) 子どもが問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に対応できていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、問題行動をとった子どもへの対応だけでなく、損なわれた秩序の回復、一緒に暮らす成員間の関係修復、生活環境の立て直しなど子どもの問題行動により引き起こされる問題状況への対応について評価します。
- 子どもが問題行動をとった場合には、その問題行動の背景や原因について十分な検討を行うことが大切です。子どもが訴えたいことの受容と、問題行動の表出を許容してしまうことを混同しないことが重要です。
- 問題行動のある子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしておくことや、くり返し児童相談所、専門医療機関等とケース会議を行うなどの対応が求められます。
- パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合には、タイムアウトを行うなどして子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を守る必要があります。

評価の着眼点

- 問題状況が起こったときは、施設が、問題行動をとった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。
- 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの問題行動の軽減に寄与している。また子どもの問題行動が引き起こされた時も、その都度、問題行動によって生じた生活への影響を施設全体で立て直そうと努力している。
- 職員の研修等を行い、問題行動に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。
- 問題行動に対して、放置とにならないような対応を行っている。また、子どもの心身を傷つけずに対応するためには、施設内でタイムアウトをとれる支援体制や、児童相談所や警察などによる対応を依頼する体制などに取り組んでいる。
- くり返し児童相談所、専門医療機関等とケース会議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。

1－（10）－② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、子ども間の暴力、いじめ、差別などが施設内で生じないようにするための予防策や、発生した場合の対応策や問題克服に向けた施設の取組などを評価します。
- 子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底することが必要です。
- 子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入することが大切です。
- また、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。

評価の着眼点

- 日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示している。
- 大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。
- 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。
- 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。
- 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
- 生活グループの構成には、子ども同士の関係性に配慮する。
- 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。

1－（10）－③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。

【判断基準】

- a) 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるように努めている。
- b) 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるように努めているが、十分ではない。
- c) 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるような取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合には、あらかじめその際の対応について職員間で検討し、統一的な対応が図られるよう周知徹底しておくことが必要です。
- 生活する場所が安全であることを、子どもが意識できるようにすることが大切です。
- その上で、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っておくことが求められます。
- 本評価基準では、保護者からの強引な引き取りがあった場合の対応について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 強引な引き取りのための対応について職員に周知徹底している。
- 引き取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行い、判断が不統一にならないようにしている。
- 緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。

1－(11) 心理的ケア

1－(11)－① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的支援を行っている。
- b) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、虐待体験、分離体験などによる心理的ケアが必要な子どもに対する心理的支援について、自立支援計画に基づく心理支援プログラムの策定とそのプログラムによる心理的支援の実施状況等を評価します。

評価の着眼点

- 心理的支援を行うことができる有資格者を配置している。
- 心理的支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理支援プログラムが策定されている。
- 必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 施設における他の専門職との多職種連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。
- 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。

1－（１２）継続性とアフターケア

1－（１２）－① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。（共通Ⅲ－ 3－（２）－①）

【判断基準】

- a) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。
- b) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮してした対応を行っているが、十分ではない。
- c) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、措置変更や受入れを行う場合、子どもが新しい生活をスムーズに行えるような配慮のもとに、退所や移行前の支援、引継ぎや申し送りの手順、文書の内容、受入れの体制等を定めておくことが必要となります。
- 子ども一人一人の人生であるという視点に立ち、子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐなど、切れ目のない養育・支援を行うことが大切です。
- 措置変更等に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行います。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携を努めることが大切です。

評価の着眼点

- 措置変更にあたってはケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な措置変更の時期、措置変更後の生活等について検討している。
- 措置変更前の援助が適切に行われている。
- 他の施設や里親への移行に当たり、措置変更後の生活がスムーズに行えるように配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 継続的な支援を行うための育ちの記録を作成している。
- 措置変更した後も、施設として子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 措置変更時に、子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
- 措置変更後の支援を積極的に行っている。
- 里親、児童自立支援施設などへ措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応している。
- 18歳達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応している。

1－(12)－② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。(共通Ⅲ－3－(2)－①)

【判断基準】

- a) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。
- b) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 家庭復帰後の支援が関係機関と連携して適切に行われるよう取り組むことが大切です。
- 本評価基準では、家庭復帰に当たり、本人や家族の意向を踏まえて児童相談所や関係機関とまた、子どもが退所する地域の市町村や関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制についての協議や構築の取組を評価します。

評価の着眼点

- 退所に当たって、ケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関と協議し、適切な退所時期、退所後の生活を検討している。
- 家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援など関係機関との役割を明確にしている。
- 退所後も施設として子どもと保護者が相談できる窓口を設置し、退所後の相談を受けることを本人、保護者に伝えている。
- 子どもや保護者の状況の把握に努め、退所後の記録を整備している。

1－(12)－③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。

【判断基準】

- a) 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長を積極的に利用して継続して支援している。
- b) 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長には取り組んでいるが、十分でない。
- c) 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長に消極的である。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設の利用は原則18歳までですが、必要な場合は20歳まで延長できることとなっています。高校を卒業して直ちに自立を強いられると、生活環境の急激な変化にさらされ、社会適応につまづいてしまう子どもも多くいます。進学も一般の子どもより大幅に少なくなっています。このように高校卒業してもすぐには自立生活をしていくことは容易でないことから、措置延長を積極的に利用して継続して支援することが求められています。
- かつては、措置延長を利用するケースとして考えられていたのが、障害や疾病等の理由や進学や就職が決まらない子どもでした。しかし、大学等や専門学校等に進学したり、就職又は福祉就労をした子どもであっても、施設退所後不安定な生活が予想される場合は措置延長を利用する必要があります。
- また、高校進学が困難な子どもや高校中退等をした子どもについても、卒業や就職を理由として安易に措置解除するのではなく、継続的な養育を行う必要性を判断して、措置継続を行う必要があります。
- 措置の修了までに自立生活に必要な力が身についているような養育のあり方が重要であり、自立への道筋をつけていくことが大切です。

評価の着眼点

- 高校卒業して進学したり就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。
- 措置延長の期間は、就労支援や就労生活を支援するなど、自立への道筋をつけていく取組を行っている。
- 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもについて、措置継続を行い、自立に向けた支援を行っている。
- 子どものニーズを把握し、自立に向けて、十分な準備を行い、適切な支援を行っている。

1－(12)－④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を行っているが、十分でない。
- c) 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設は、退所後の支援（アフターケア）を施設の業務として位置づけ、具体的な取組を行うことが求められています。まずは、施設が退所者の相談に応じることが、特別な配慮ではなくて施設の業務であることを、退所者自身が理解していることが必要です。
- 退所者からの相談は、関係の深かった職員に寄せられることが多く、その職員が個人的に相談に対応することが多いようです。施設が組織として対応するためにも、退所者の状況の把握することに努め、その記録を整備しておくことが必要です。
- 退所者からの相談には、金銭、住居、就労など、施設で支援できる範囲を超えるものもあります。そのような場合は、行政機関や福祉機関等と連携を図りながら支援を行うことが大切です。
- 退所者が生活そのものに本当に困った段階になって相談が寄せられても、有効な手立てが見当たらないこともあります。小さな問題でも気軽に相談できることが大切です。そのためにも、OB 会のように退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所児童とが交流する機会を設けるなどの取組が必要です。
- 近年、施設等の退所者が中心となって組織をつくり、退所者を支援する活動が見られるようになりました。こうした活動に協力し、退所者に参加を促すことも大切です。

評価の着眼点

- 本人からの連絡だけでなく、就労先からの連絡、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。
- 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。
- 行政機関や福祉機関、あるいはアフターケアを行う民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。
- 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所児童とが交流する機会を設けている。
- 退所した子どもから相談があった場合、必要に応じ他の資源（ハローワーク・法テラス・退所後支援団体・当事者団体など）と連携している。

2 家族への支援

2-(1) 家族とのつながり

2-(1)-① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族との関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくりができています。
- b) 子どもと家族との関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくりが十分ではない。
- c) 子どもと家族の関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくりができていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもと家族との関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくり（児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーク機能）について、児童相談所との連携や家族への具体的ななかかわり方等を通して評価します。

評価の着眼点

- 家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示している。
- 児童相談所の入所依頼があった段階から、施設と家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
- 家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
- 面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりの発見に努めている。
- 子どもに関係する学校、地域、施設等の予定や情報を、家族に随時知らせている。
- 子どもが家族との交流を望む場合、積極的に支援している。
- 保護者による「不当に妨げる行為」に対して、適切な対応を行っている。

2-(1)-② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。
- b) 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと家族の関係づくりのための面会、外出、一時帰宅などを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもと家族の関係づくりのために施設が行う面会や外出、一時帰宅等の具体的な取組を評価します。
- 取組には、家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。
- 特に入所時の保護者と話し合いにおいて「再統合」が目標となるケースにあっては、そのプロセスづくりに、面会・外出・一時帰宅が重要な要素となります。

評価の着眼点

- 面会、外出、一時帰宅については、規程に基づいて実施している。
- 保護者を含めたケース会議を定期的に行き、外出や一時帰宅の様子について保護者からフィードバックしてもらっている。
- 親子が必要な期間一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設けている。
- 子どもが家族との交流を希望しない場合には、その意思を尊重している。
- 被虐待児など配慮が必要な子どもについては、ケース会議などで検討し、児童相談所と十分な協議の上で、行っている。

2- (2) 家族に対する支援

2- (2) -① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 虐待や虐待が疑われるケースでは、児童相談所による介入が親子分離とならざるを得ない場合があります。評価者は、施設の取組が、こうした児童相談所の措置の流れから始まっていることについての理解が必要です。
- 保護者等による「不当に妨げる行為」があるケースでは、「親子関係の再構築」よりも「入所児童の安定した監護」の確保が優先となる場合があります。評価者は、こうしたケースに対する理解が必要となります。
- 子ども一人一人に対する「見立て」に、十分な注意を払った上で、子どもと保護者との安定した関係がつかれるよう、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援を行うことが求められます。
- 親自身が重い問題を抱えていることも多く、そのような場合には、再構築のプロセスが家庭引き取りに結びつかないことも多く、再構築のプロセスの中で子どもが親を「見切る」場合もあります。また、引き取りも多くの不安要素を抱えながら実施する場合もあり、引き取り後の支援や行き詰った場合の再入所の想定も必要となります。

評価の着眼点

- 「親子関係の再構築」への取組に当たって、まずケースの総合的な見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みなどを行っている。
- 最早期に、保護者等への家庭訪問やケース会議などが十分に積み上げ、関係者間の合意形成を図っている。
- 再構築へとつながる「親子宿泊訓練」や「週末帰宅」などの取組を具体的に、柔軟に行っている。
- 必要な親には掃除・洗濯・食事作りなどといった家事や金銭管理などの生活スキルをアドバイスし、親子が一緒に暮らす上での課題のクリアに努めている。

3 自立支援計画、記録

3- (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

3- (1) -① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。(共通Ⅲ-4-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示している。
- b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。
- c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- アセスメントには子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような養育・支援を行う上のニーズがあるかを明らかにすることが含まれます。
- 子どもの状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画策定の基本となる重要なプロセスです。心身状況や生活状況あるいはニーズを施設が定めた統一された手順と様式によって把握する必要があります。
- 児童相談所等の関係機関との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者（親族）の状況など家庭環境、学校での様子など必要な情報を収集することが求められます。

評価の着眼点

- 把握した子どもの心身の状況や生活状況等の情報を、総合的に分析、検討した課題を適切に把握し、施設が定めた統一した様式によって記録している。
- アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている。
- 部門を横断した様々な職種の関係職員（種別によって組織以外の関係者も）が参加して、アセスメントに関する協議を実施している。
- 子ども一人一人の具体的なニーズが明示されている。
- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載している。
- アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行っている。

3- (1) -② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)

【判断基準】

- a) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。
- b) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させているが、十分ではない。
- c) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準の「自立支援計画」とは、子ども一人一人について具体的な養育・支援の内容が記載された自立支援計画を指します。自立支援計画には、アセスメント結果を適切に反映させることが必要です。
- 本評価基準では、自立支援計画の策定に当たって、施設での体制が確立しているかどうかを評価します。具体的には、まず自立支援計画策定の責任者の設置を求めます。自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しに当たっても、総合的な視点からより良い状態を検討する必要があること等、全体を統括する責任者が必要だからです。
- 責任者とは、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- 役割分担は、施設の状況に応じて異なっても構いません。施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、全体の内容を掌握した責任者が配置されていることなどが求められます。
- さらに、アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映しているかについても評価します。関係職員で協議を行い、アセスメント結果に基づき、課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な取組を自立支援計画に反映しているか等を判断します。
- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものでなければなりません。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置している。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断した様々な職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築されるとともに、機能している。
- 児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映している。
- 策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有している。
- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めている。
- 支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得ている。

3- (1) -③ 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人に対する養育・支援の質の向上を図るためには、策定した自立支援計画について、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- そのために、自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、自立支援計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、養育・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での養育・支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な援助や解決方法の有効性等について検討しますが、変更に関する子どもや保護者等の意向の確認と同意を得ることが重要な留意点です。
- 自立支援計画の見直しは、子どもと共に振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行うことが重要です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と自立支援計画等の書面によって評価します。

評価の着眼点

- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、ケース会議の参加職員、子どもや保護者等の意向把握と同意を得るための手順等、施設として仕組みを定めて実施している。
- 見直しにより変更した自立支援計画の内容を関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築している。
- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行っている。

3- (2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

3- (2) -① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。(共通Ⅲ-2 - (3) -①)

【判断基準】

- a) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が適切に記録されている。
- b) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されているが、十分ではない。
- c) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人に対する養育・支援の実施状況は、施設の規定に従って統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画に沿ってどのような養育・支援が実施されたのか、その結果として子ども一人一人の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- 入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、保護者等及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録することが求められます。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。

評価の着眼点

- 自立支援計画に基づく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。
- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録している。

3- (2) -② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。
- 子どもや保護者等に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際の規程です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもや保護者等への配慮等が必要です。
- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。
- なお、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」は、個人情報に関する基本的概念等、理解しておかなければならない関連法令です。

評価の着眼点

- 記録管理の責任者が設置されている。
- 子どもや保護者等の記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。
- 子どもや保護者等や保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。
- 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。
- 職員に守秘義務の遵守を周知している。

3- (2) -③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われている。
- b) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、子どもや保護者等に関する情報の流れについて、施設としての取組を評価します。
- 子どもや保護者等の状況等に関する情報とは、子どもや保護者等の状況、養育・支援の実施に当たり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもや保護者等に関わる日々の情報全てを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について施設として管理することは、子どもや保護者等の状態の変化や養育・支援の内容の不具合に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。
- 引継ぎや申し送り、回覧等は当然に行われていることとしてとら、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的として、ケース会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- 記録について、パソコンを利用している場合にはネットワークシステム等を利用して、パソコンを利用していない場合には台帳が整備され、施設内で情報を共有する仕組みを作っている。

4 権利擁護

4- (1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

4- (1) -① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解を持つための取組が行っている。
- b) 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解を持つための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 養育・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。本評価基準では、子どもへの尊重について、施設内での共通の理解を持つためにどのような努力が行われているかどうか評価します。
- 施設の種別や養育・支援の内容の違いによって、子ども尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 共通の理解を持つための取組の具体例としては、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設の勉強会・研修や、実施する養育・支援の標準的な実施方法への反映、被措置児童等虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。
- 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立することが大切です。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示している。
- 子どもを尊重した養育・支援に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 被措置児童等虐待防止について職員に周知徹底している。

4-(1)-② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。

【判断基準】

- a) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。
- b) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践しているが、十分ではない。
- c) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることの職員の共通の理解がなく、日々の養育・支援において実践していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 「子どもの最善の利益」を目指した養育・支援の視点が、施設における養育方針として明確に示され、職員の共通理解のために具体的な取組がなされ、かつ、日常の実践に活かされていることを評価します。
- 人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持たなければなりません。
- 施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、養育実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていくことが求められます。
- 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って養育・支援に当たることが大切です。
- 子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながることもあることを踏まえ、適切に導くことが求められます。

評価の着眼点

- プログラムに縛られた生活ではなく、子どもと職員と一緒に生活を展開できるようになっている。
- 職員相互で子どもの養育に対する姿勢の士気が涵養されている。
- 職員が日々子どもとのやり取りを振り返り、必要に応じてスーパービジョンを受けられる環境が整っている。
- 支援内容が子どもにとって最善の利益になっていたか、振り返り検証する機会が設けられている。
- 受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合っている。

4- (1) -③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。

【判断基準】

- a) 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。
- b) 本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに知らせているが、フォローなど十分でない。
- c) 本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 情報提供には、施設における援助内容をはじめとする子どもの生活全般に関することと、プライバシーに関わることの二つの側面があります。
- 本評価基準は、子ども本人の出生や家族の状況等に関する情報提供について施設の対応を評価します。
- 子どもが自己の生い立ちを知ることは、自己形成の視点から重要であり、子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、年齢や発達状況への配慮、伝えるタイミングや内容等については慎重な検討が必要であり、また、職員の高い専門性が求められます。
- なお、親をはじめとする家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることにも十分考慮する必要があり、場合によっては児童相談所との連携が求められます。

評価の着眼点

- 子どもの発達等に応じて、可能な限り事実を伝えようと努めている。
- 事実を伝える場合には、子どもの精神発達や個別の事情に応じて慎重に対応している。
- 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
- 事実を伝えた後、適切なフォローを行っている。

4- (1) -④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでいうプライバシーとは、「他人に干渉されたりしない、安心して過ごすことのできる各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子どもの尊重の基本であり、例えば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。なお、個人情報保護に関する取組は本評価基準にいうプライバシーの対象ではありません。(個人情報保護に関する取組は、3-(2)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」の項目の対象となります。)
- 職員に対し、子どものプライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解させること、種別に応じた留意点に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。周知徹底は、単に職員に規程・マニュアル等を配布しただけではb) 評価となります。
- 養育・支援の場面ごとに作成されている手順書の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、本評価基準での「規程・マニュアル等」と認めることができます。
- 施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄等生活場面におけるプライバシー保護について、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて全体を評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

評価の着眼点

- 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備や、施設・設備面での工夫等、組織として具体的に取り組んでいる。
- 居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行っている。
- 子どものプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。
- 規程・マニュアル等に基づいた養育・支援が実施されている。

4- (1) -⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者の思想や信教の自由は保障されている。
- b) —
- c) 子どもや保護者の思想や信教の自由が尊重されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの思想や信教の自由については、最大限に配慮して保障していくことが大切です。
- 子どもの権利条約では、児童の思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 本評価基準では、それぞれの子どもや保護者の思想や信教の自由を保障するための施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 施設において宗教的活動を強要していない。
- 個別的な宗教活動は尊重している。
- 保護者の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

4- (2) 子どもの意向への配慮

4- (2) -① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)

【判断基準】

- a) 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。
- b) 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの意向に配慮する姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設では、「自立支援計画」の作成に際して、子どもの意向の確認が必要となっています。それだけでなく、施設として子どもの意向を把握する仕組みを整備しているか、また、調査等の結果を活用し、組織的に養育・支援の改善に向けた取組が行われているか評価します。
- 職員は日常的な会話の中で発せられる子どもの意向をくみ取り、また、施設として、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努めることが大切です。
- 具体的には、子どもの意向に関する調査、子どもへの個別の聴取、生活場面面接等があります。子どもの意向に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- さらに、子どもの意向への配慮に関する調査の結果を活用し、具体的な養育・支援の改善に結びつけているかどうか、そのために組織として仕組みを整備しているかどうかを評価します。
- 調査結果を分析・検討する担当者・担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。
- このような仕組みが機能することで、職員の子どもの意向への配慮に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。調査結果が職員に共有されているかどうか、評価の対象となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 子どもの意向に関する調査を定期的に行っている。
- 子どもの意向を把握する目的で、子どもへの個別の相談面接や聴取、子どもや保護者との懇談会を定期的に行っている。
- 子どもや保護者の意向を把握する目的で、子ども会や保護者会などに出席している。
- 子どもや保護者の意向に関する調査の担当者・担当部署の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。

4-(2)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。

【判断基準】

- a) 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 職員と子どもが共生の意識がなく、共に考える機会を持たず、生活改善の取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもを権利の主体として位置付け、常に子どもの最善の利益に配慮した援助が行われなければなりません。
- 本評価基準では、子どもとの共生の意識や子どもの意向を尊重する姿勢で生活改善に取り組む職員のかかわりについて評価します。

評価の着眼点

- 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。
- 生活改善に向けての取組を職員と子どもが共に考え、実施している。
- 生活日課は子どもとの話し合いを通じて策定している。

4－（3） 入所時の説明等

4－（3）－① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。（共通Ⅲ－3－（1）－①）

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を積極的に提供している。
- b) 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような情報を提供していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長には、子どもや保護者等が養育・支援の内容を正しく理解することができる情報を提供することが求められています。
- ここで言う情報とは、養育・支援の内容を正しく理解できるような子どもや保護者の視点に立った情報を指します。
- 養育・支援の内容がわかりやすく紹介された印刷物の作成、ホームページの作成、紹介ビデオの作成、見学・体験希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、工夫が必要です。
- 本評価基準では、養育・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。

評価の着眼点

- インターネットを利用して、施設を紹介したホームページを作成し公開している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。
- 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。
- 施設の様子（内容）がわかりやすく紹介された印刷物等を作成し、希望があれば見学にも応じるなど養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行っている。

4－(3)－② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ－3－(1)－②)

【判断基準】

- a) 入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、入所時に、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っているかどうかを評価のポイントになります。
- 子どもや保護者等に対する説明は、どの子どもに対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対して、施設がどのような支援の方法をとっているかも確認します。
- 特に、子どもの不安を解消し、施設生活を理解できるような説明、さらに担当者を決めて温かみのある雰囲気の中で、子どもに安心感を与えるような適切な支援も必要となります。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容や援助の内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合はc)評価となります。

評価の着眼点

- 入所時に、養育・支援の内容が具体的に記載された資料を用意して、子どもや保護者等に説明している。
- 説明に当たっては、子どもや保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- 施設の規則、面会や帰宅などの約束ごとや生活上の留意点等についてわかりやすく説明している。
- 子どもの不安を解消し施設生活を理解できるよう配慮し、担当者を決めて適切な援助を行っている。
- 入所時の子どもや保護者等への説明を施設が定めた様式に基づき行っている。
- 未知の生活への不安を解消し、これからの生活に展望が持てるようにわかりやすく説明している。

4- (3) -③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。

【判断基準】

- a) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。
- b) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っているが、十分ではない。
- c) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 入所に際して、子どもと保護者等との関係性を踏まえて、分離に伴う不安を理解し受けとめ、子どもの意向を尊重しながら今後のことについて説明する必要があります。
- 入所に際して、事前に「施設見学」や施設職員と当該児童との「面談」、あるいは「体験入所」など、ケースによって必要と思われる取組がなされていることを評価します。
- 入所後の生活が、単なる施設への「仮性適応」とならないように配慮された養育・支援が行われていることが必要です。

評価の着眼点

- 被虐待体験だけでなく、児童の分離体験に関する施設側の理解や配慮がある。
- 分離体験からの回復に関する課題への具体的な取組を行っている。
- 保護者、前委託先など、これまで児童が養育してきた関係者の定期的なケース会議などへの参与を行っている。
- 入所した時、生活する居室が清潔に整えられ、例えば花や歓迎のメッセージカードを添えるなど、温かく迎える準備をしている。
- 入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めている。

4- (4) 権利についての説明

4- (4) -① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。
- b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが、十分ではない。
- c) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深めていることが必要です。
- 職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることが大事です。
- 子どもの状態に応じて、権利と義務・責任の関係について子どもが理解できるように説明し、話し合う機会をもつ取組が求められます。

評価の着眼点

- 定期的に職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。
- 定期的に全体の場で権利についての理解を深めるよう、子どもたちに説明している。
- 日常生活の中で起こる出来事を通して、正しい理解につながるよう努めている。
- 年齢に配慮した説明を工夫している。(例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会)
- 権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく随時説明している。
- 子どもに、子ども自身がかげがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたり貶めたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。
- 子どもに、全ての子どもや大人たちも大切な存在であり、それらの人を悲しめたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。

4－（５） 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

4－（５）－① 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。（共通Ⅲ－１－（３）－①）

【判断基準】

- a) 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもが相談したり意見を述べたい時に、相談方法や相談相手を選択できない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、組織として子どもが相談したり意見を述べたりしやすいような方途をどのように構築しているか評価します。
- 相談方法や相手を選択できるとは、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置する等、専門的な相談、あるいは組織に直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 取組を実効あるものにしていくためには、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。入所時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にした上で、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査によって組織としての取組を聴取し、書面や実際の施設内の見学等で確認します。

評価の着眼点

- 子どもが、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。
- 子ども等に、その文書を配布している。
- 子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示している。
- 相談や意見を述べやすいようなスペースに配慮している。
- 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいる。
- 普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいる。
- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。
- 日常生活の場面で、面接を実施し、子どもから意見を引き出すよう取り組んでいる。

4- (5) -② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第82条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、各福祉施設の最低基準等においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。本評価基準では、これらの背景を踏まえて、実際に苦情解決の仕組みが組織の中で確立され機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、提供する養育・支援の内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置付けているかどうかを評価します。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 苦情解決の手順については、苦情解決の仕組みを利用者等に十分周知しているかどうか、苦情を受け付けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われているかどうか、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果を記録しているかどうか、苦情を申し出た利用者等に経過や結果をフィードバックしているかどうか、苦情を申し出た利用者等に不利にならない配慮をした上で公表しているかどうか、等が評価のポイントとなります。
- また、組織が苦情解決への取組を、利用者保護の視点と同時に、養育・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的にとらえているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。
- 苦情解決責任者が設置されていない、苦情受付担当者が設置されていない、第三者委員が設置されていない、解決への話し合いの手順等が特に決まっていない、公表を行っていない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。
- 苦情解決の仕組みを説明した資料を子どもや保護者等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
- 子どもや保護者に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など子どもや保護者が苦情を申し出やすい工夫を行っている。
- 苦情を受け付けて解決を図った記録が適切に保管されている。
- 苦情への検討内容や対応策を、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。
- 苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表している。

4-(5)-③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)

【判断基準】

- a) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- b) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。
- c) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、苦情に限定されない子ども等からの意見や、提案への対応について評価します。苦情に対しては、迅速な対応を心掛けている施設も多いと思われませんが、意見や提案に対しても同様に迅速な対応体制を整えることが、子どもからの信頼を高めることにつながります。
- 施設には、子ども等からの苦情のみならず、意見や提案から組織の改善課題を発見し、養育・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。この姿勢を具体化したものが、本評価基準で取り上げている「対応マニュアル」となります。
- 対応マニュアルには、意見や提案を受けた後の手順や、具体的な施設内での検討等対応方法、記録の方法さらには子どもへの経過と結果のフィードバック、公表の方法などがその内容別に具体的に記載されているとともに、より効果的な仕組みとしていくために、対応マニュアルの見直しを行うことが必要となります。
- また、対応マニュアルに沿って対応を図ることはもとより、子ども等からの意見や苦情を、実施する養育・支援や施設運営の改善につなげていかなければなりません。
- 本評価基準では、対応マニュアルの整備のほか具体的に養育・支援や施設運営の改善につなげている取組も含めて評価します。

評価の着眼点

- 意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備している。
- 対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった子ども等には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
- 対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。
- 苦情や意見等を養育・支援や施設運営の改善に反映している。
- すぐに対応することが難しいことについても、職員会議等で話し合う等の取組を行っている。
- 子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。

4－（6） 被措置児童等虐待対応

4－（6）－① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 体罰等を行わないよう徹底している。
- b) －
- c) 体罰等を行わないための取組が十分ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設における援助では、いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような懲戒は許されるものではありません。
- 本評価基準では、施設における体罰等を行わないための取組について評価します。
- 職員研修等を通じて体罰等を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から体罰等の起こりやすい状況や場面について検証するとともに体罰等を必要としない援助技術の習得を図る等の取組が求められます。
- また、体罰等があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みを整備することも必要となります。

評価の着眼点

- 体罰等の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰等を取り上げ、行われていないことを確認している。
- 「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記している。
- 具体的な例を示して体罰等を禁止している。
- 体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない援助技術を習得できるようにしている。
- 体罰等があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。
- 自傷行為や他者への加害行為を阻止するための方法について検討し、適切に対応している。

4－（6）－② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切なかかわりも絶対に許されるものではありません。
- 児童養護施設においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかなければなりません。
- 本評価基準では、施設における不適切なかかわりの防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。
- 不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。
- 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。
- 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。

4－（6）－③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

【判断基準】

- a) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。
- b) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、対応しているが、十分ではない。
- c) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 被措置児童等虐待対応ガイドラインの運用について行政と協議ができていることが必要です。
- 運用について熟知できていることが大切です。
- 被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努めることが求められます。

評価の基準

- 第三者委員会など苦情処理システムが整備されている。(通告、対応などの仕組み)
- 第三者委員会などの苦情解決システムが機能している。
- ガイドラインへの対応マニュアルが整備されている。
- 被措置児童等虐待に関する事態が生じたときに備えて、迅速に対応する準備ができている。
- 万が一、被措置児童等虐待の届け出・通告があった場合、届け出者・通告者が不利益を被ることの無いように仕組みが整備されている。

4- (7) 他者の尊重

4- (7) -① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。
- b) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、他人の権利を尊重できるようになるためには、まず、自分自身の人格や権利が十分大切にされているという実感や経験を積んでいくことが基本となります。
- そのためには、職員と子どもとが個別にふれあう時間を確保して他人に対する基本的な信頼感を醸成することや、子ども間で生じたトラブルはできるだけ本人同士で解決することに向けて支援する等、職員のていねいなかわりが重要です。
- また、円滑な人間関係を育てていくためにも同・異年齢交流の機会等を可能な限り設けて、実際のふれあいを通じて、人格の尊厳や自他の権利を尊重できる人間性を養うことができるよう援助することが必要です。

評価の着眼点

- 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別にふれあう時間を確保している。
- 喧嘩など子どもの間でトラブルが生じた時、基本的には子ども同士で関係を修復できるように支援している。
- 上の年齢との関係、同年齢との関係、下の年齢との関係などの人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意するなど、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性を育成するよう努めている。
- 老人施設への訪問等による異年齢交流や児童養護施設間交流を実施するなど、多くの人たちとのふれあいの機会を可能な限り実行している。

5 事故防止と安全対策

5-① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。
- b) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。
- c) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全を確保することは、最も基本的な社会的養護の質を保証するものです。安全確保のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、社会的養護の質の向上を目指す意味からも事故防止等に積極的に取り組む必要があります。
- また、安全確保のための体制の確立には、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 安全確保の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。子どもの安全確保を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、子どもの安全等に関する意識を職員全体で向上させていくことにもつながります。
- 具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④事故防止策実施の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- なお、安全確保のために把握すべきリスクには、衛生上のリスク、感染症のリスク、急病及び不審者の侵入、施設外で利用者が遭遇する可能性のあるリスク（犯罪、事故等）等、子どもにかかわる全てのリスクを含みます。

評価の着眼点

- 施設長は子どもの安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 子どもの安全確保に関する担当者・担当部署を設置し、その担当者等を中心にして、関係職員の参画のもとで定期的に安全確保に関する検討会を開催している。
- リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成して職員に周知しているとともに、マニュアル類は定期的に見直しを行っている。
- 不審者の侵入等の緊急時の安全確保の体制が整備されている。
- 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
- 子どもが犯罪や事故の被害から自分を守るため、施設外での行動に当たって遵守すべき事項について支援している。

5-② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。(共通Ⅱ-3-(1)
-②)

【判断基準】

- a) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。
- b) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全確保をするためには、養育・支援上のリスク対策のみならず、災害時に対しても、組織的に対策を講じることが必要です。
- 特に施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに養育・支援を継続することが求められます。「養育・支援の継続」の観点から、災害時に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうか確認します。
- 例えば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子どもや職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。

評価の着眼点

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- グループホームを含め立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- 災害時の対応体制を整えている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。
- 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。
- 地元の消防署、警察、自治会、消防団と連携するなど工夫して訓練を実施している。

5-③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、
子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-
(1)-③)

【判断基準】

- a) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。
- b) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。
- c) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全確保のための体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせませんが、具体的な安全確保策を講じる際には業務の現場における知恵の活用が最も重要です。
- 本評価基準のポイントは、組織として子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施しているかどうか、そして収集した事例を有効に活用しているかどうか、という点にあります。
- 事例の収集は、子どもの安全確保を目的に組織として情報を共有化し、対策を講ずるために行うものです。職員個人の反省を促したり、ノルマを課す性格のものではないことに留意する必要があります。事例を収集して、その要因を分析し、対応策を検討・実施することで事故等の発生を防ぐとともに、職員の「危険への気付き」を促す効果が生まれます。
- 要因分析と対応策の検討は、組織的・継続的に行われていることがポイントです。単に収集事例の分類や一覧表の作成等に留まらず、課題を把握し、実効的な事故防止策等の策定と実行までつなげているものを評価します。
- また継続的な取組として、実施されている安全確保策についての定期的な評価・見直しを行う必要もあります。(子どもの安全を脅かす事例には、衛生上のリスク、感染症のリスク等を含みます。)

評価の着眼点

- 法令で定められるもののほか、安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行ったり、施設内外の危険箇所について把握している。
- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的にしている。
- 子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施している。
- 収集した事例について、職員の参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討している。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
- 災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施している。
- 外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努めている。

6 関係機関連携・地域支援

6-（1） 関係機関等の連携

6-（1）-① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。（共通Ⅱ-4-（2）-①）

【判断基準】

- a) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。
- b) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。
- c) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設の役割や機能を達成し、社会的養護の質を向上させていくためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの養育・支援の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、NPO、各種自助組織、町内会・自治会等地縁組織等が挙げられます。制度サービスのみならず制度外のサービスによるボランティア団体やNPOによるサービスを含めて考える必要があります。

○また、職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

評価の着眼点

- 個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。

6- (1) -② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。
- b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な取組や事例検討は行っていない。
- c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもに対してより良い養育・支援を行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。その上で、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。本評価基準では、前項で明示された関係機関・団体との連携について、定期的な取組状況を評価します。
- 社会的養護が必要になる前の支援の充実が望まれています。児童養護施設の職員が要保護児童対策地域協議会などに参画することで、親子分離や再統合した親子の再虐待を未然に防ぐことが期待できます。
- 定期的な取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース会議を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、等が挙げられますが、子どもに対する養育・支援の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- また、築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていく上で、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、等が挙げられます。
- なお、ネットワークを有効に活用していくためには情報の共有化が必要となりますが、その際、伝えてはならない情報に対する十分な管理が求められる点に留意が必要です。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体とのネットワーク化に取り組んでいる。
- 子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立している。
- ネットワーク内で共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 関係機関・団体ネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 施設職員等が要保護児童対策地域協議会などの会議やケース会議等に積極的に参加している。
- 児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供している。
- 幼稚園、学校との連携を図るために、役員等をしてPTA活動に参加する、学校や幼稚園の行事に積極的に参加する、施設での行事に招待するなどの取組を行っている。

6-(1)-③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。

【判断基準】

- a) 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。
- b) 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしているが、十分ではない。
- c) 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもは一日の多くの時間を学校で過ごしています。施設での様子だけでなく、学校での様子を把握することで総合的な支援計画に取り組む必要があります。
- 施設入所前の環境により学習遅滞がみられる場合があるので、個別的な学習支援体制の確立に取り組む必要があります。
- 子どもに関する情報をでき得る限り共有し、協働で子どもを育てる意識を持つことが大切です。

評価の着眼点

- 幼稚園、小学校、高等学校等との定期的な連絡等の連携を図っている。
- PTA活動に参加している。
- 学校行事等に保護者と連携をしながら参画している。
- 子どもの学校での様子や課題を適切に把握している。
- 子どもについて、必要に応じて施設の援助方針と教育機関の指導方針を互いに確認し合う機会を設けている。

6- (2) 地域との交流

6- (2) -① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが地域の人々と交流を持ち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。施設は、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 同時に、子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせ持っています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つと言えます。
- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような援助と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 地域とのかかわり方について基本的な考え方を文書化している。
- 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で子どもに提供している。
- 子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが援助を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るため地域の人々と子どもとの交流会の機会を定期的に設けている。
- 施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。
- 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。
- 子どもへの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
- 地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動へ参加を支援する。
- 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境作りを行っている。

6-(2)-② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
(共通Ⅱ-4-(1)-②)

【判断基準】

- a) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- b) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域とのかかわりを深める方法として、施設が持つ専門的な技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。
- 具体的には、育児に関する講習会や研修会・講演会等の開催、相談窓口の設置等が挙げられます。
- また、施設のこのような活動を地域へ知らせるための取組も評価の対象となります。
- 施設の種類や規模等によって、具体的な取組は様々だと思われませんが、本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 育児に関する講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
- 地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を積極的に行っている。
- 育児相談窓口、子育て支援サークル等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。

6- (2) -③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

【判断基準】

- a) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入についての体制を整備している。
- b) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入についての体制を整備しているが、十分でない。
- c) ボランティア受入れに対する基本姿勢が明確でなく、受入についての体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と事業所をつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くの施設が、様々な形でボランティアを受入れ、地域の人々との交流を図っていると思われるが、施設側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合があります。
- 本評価基準では、まず、組織としての基本姿勢（基本的な考え方・方針等）について、明文化されているかどうかを評価します。また、それにはボランティアに関する組織としての姿勢や受入れの目的、仕事の範囲等が明文化されていることが必要です。
- 次に、ボランティア活動が不測の事故などに結びつかないためにも、施設側の体制が整っていることが求められます。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要で、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮も求められます。また、ボランティアは福祉の専門職ではないので、注意事項等の説明が十分でない場合には、子どもとトラブルになったり不測の事故が起きる危険も潜んでいます。
- 本評価基準では、ボランティアの受入れに関する担当者の設置とマニュアルの作成を求めています。マニュアルには、登録手続、ボランティアの配置、子ども等への事前説明、ボランティアへの事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修実施が必要です。
- ボランティア保険等傷害保険、賠償責任保険の加入の確認を行う必要があります。
- 評価方法は、ボランティア受入れに当たっての手順や流れ、事前説明の仕組み、ボランティアへの事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、仕事内容、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して必要な説明や研修を行っている。
- 施設の主催行事にボランティアを招くなど、ボランティアに施設をより深く理解してもらう取組をしている。

6- (3) 地域支援

6- (3) -① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 (共通Ⅱ-4-(3)-①)

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設が地域社会における役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っているかどうかを評価します。
- 「意見箱」を設置しているだけでは、積極性という観点からはb) 評価となります。
- 地域住民から意見をもらう場合は、受け身な姿勢ではなく、相談事業を活発化させて、その中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施するなど、主体的に動くことが重要です。

評価の着眼点

- 関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。

6－（3）－② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。（共通Ⅱ－4－（3）－②）

【判断基準】

- a) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。
- b) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動計画があるが、実施されていない。
- c) 施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動の計画がない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、施設が独自に行う取組を評価します。行政からの依頼により養育・支援を新規受託することは、評価の対象ではありません。ただし、いままで地域の福祉ニーズに基づいた施設が実施していた事業・活動を、行政側から委託を受けた場合には、当該事業・活動は評価の対象となります。

○具体例としては、ショートステイ等の育児支援の相談事業等があります。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

□把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。

□把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。

□新たな事業・活動や企画の実施の時には、その利用者等に対して説明し、その意向を尊重している。

□施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力している。

□地域の里親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行っている。

7 職員の資質向上

7-① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。(共通Ⅱ-2-
(3)-①)

【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 職員の教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、社会的養護の質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していなければならないという点です。組織として目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。
- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や中・長期計画に明示していることを求めています。
- 施設が実施する養育・支援の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、職員全体についての教育・研修を対象とします。
- また、組織としての目的意識が明確にされているかどうかを評価しますので、単なる研修計画表は評価の対象となりません。組織が求める職員の専門性(知識、技術、判断力等)について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が必要になります。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして評価します。

評価の着眼点

- 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や中・長期計画の中に、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。
- 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める専門性や専門資格を明示している。

7-② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。
- b) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。
- c) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、個別の職員に対する教育・研修について、計画の策定と教育・研修の実施の視点から評価します。
- 組織は、基本姿勢に基づいてそれぞれの職員に求められる技術や知識等について、分析を行い教育・研修内容を決定していきます。さらに、実施された教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定します。教育・研修計画についての中・長期的な視点も必要とされます。
- 基本姿勢を踏まえた教育・研修計画であるかどうか、一人一人の職員の持つ技量等を評価・分析し、その結果に基づいて計画が策定されているかどうか、その計画の策定の際に経験年数や将来への意向等を考慮しているかどうか、さらに実際に計画に従った教育・研修が実施されているかが評価のポイントとなります。
- 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など様々な人とのかわりの中で共に学びあう環境を醸成することが大切です。
- 具体的には、相談員の面接技術向上のための国家資格の取得等が挙げられます。

評価の着眼点

- 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
- 職員一人一人について、援助技術の水準、知識、専門資格の必要性などを把握している。
- 策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。
- 施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保している。
- 教育・研修計画には、新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されている。

7-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。(共通Ⅱ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。
- b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。
- c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- さらに、研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

評価の着眼点

- 研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。
- 研修を終了した職員が、研修内容を報告会などで発表し、共有化する機会を設けている。
- 報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。
- 評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。
- 評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。

7-④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

【判断基準】

- a) スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を積極的に支援している。
- b) スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援しているが、十分ではない。
- c) スーパービジョンの体制が確立しておらず、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設の職員は高い専門性が要求されるため、常に資質向上に努める必要があります。高い倫理観と援助技術を備えた子どもの権利擁護につながる支援でなければなりません。
- 職員へのスーパービジョンは、先輩職員の経験則だけに頼るのではなく、施設の方針や理念に基づいたものでなければなりません。
- 職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応するためにもスーパービジョンの体制を確立することが必要です。
- 職員の資質向上へ向けた取組は日々計画的に取り組まなければなりません。人材育成という視点に基づいた職員の指導体制が確立されていることが大切です。
- 職員相互に担当部署を訪問し合うなど、生活を通して発見していくことを大切にすることが重要です。
- 職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させることが求められます。

評価の着眼点

- 施設内に研修計画担当職員を配置し、研修計画の体系化を確立している。
- 外部研修会への派遣等の研修のみならず施設内研修を計画的に実施している。
- 職員がひとりで問題を抱え込まないように、施設長、基幹的職員などに、いつでも相談できる体制を組織として確立している。
- 日々の報告や記録を通して、課題の発見とその克服に向けた問題意識の共有が図れるように、適切に対処していく体制が確立されている。
- 特定の職員だけが課題を抱え込まないように、チームワークを大切にしながら、養育・支援に努めている。

8 施設の運営

8-（1） 運営理念、基本方針の確立と周知

8-（1）-① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。（共通Ⅰ-1-（1）-①）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念を明文化しており、法人と施設の使命・役割を反映している。
- b) 法人・施設の運営理念を明文化しているが、法人と施設の使命・役割の反映が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法では、利用者個人の尊重や地域福祉の推進、さらには社会的養護の質の向上に向けた取組等、これからの社会福祉の方向性が規定されています。
- 本評価基準では、実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の運営理念が具体的に示されているかどうかを評価します。
- 理念は、法人の社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり、職員の行動規範であることから法人経営や様々な事業を進める上での基本となるため、「経営者の頭の中にある」といったことではなく、職員や子ども等への周知を前提として明文化されていることが必要となります。
- 本評価基準は、各評価基準に基づく評価を行っていく際、次項の評価基準の「基本方針」とあわせてその基礎となるものです。個々の評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、その行われている具体的な取組が法人・施設の運営理念や基本方針を達成するために適切であるのか、といった視点から評価される点に留意が必要となります。
- 一つの法人で介護や保育など多様な養育・支援を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。
- 公立施設においては、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮した上で、本評価基準の基本的考え方に沿った具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 法人・施設の運営理念が文書（事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 法人・施設の運営理念から、法人・施設が実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 法人・施設の運営理念には運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれ、施設の使命や方向、考え方が反映されている。

8－（１）－② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。（共通Ⅰ－１－（１）－②）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 基本方針は、法人・施設の運営理念に基づいて当該施設の子ども等に対する姿勢や地域とのかわり方、あるいは施設が有する機能等を具体的に示す重要なものであり、年度ごとに作成する事業計画等の基本ともなります。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識付けや子ども等への接し方、社会的養護への具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する社会的養護に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、当該施設に対する安心感や信頼を与えることにもつながります。
- 第三者評価では、法人・施設の理念とあわせて、施設が実施する社会的養護に関する基本方針が明文化されていることを基本的な事項として重要視しています。職員や子ども等への周知を前提としていることも、法人・施設の運営理念と同様です。
- 施設によっては「基本方針」を年度ごとに作成する事業計画の「重点事項」としている場合もあるようですが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したのものとして「基本方針」を位置付けています。

評価の着眼点

- 基本方針は、運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれている。
- 基本方針には施設の役割や機能などが具体的に記載されている。
- 基本方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 基本方針は、法人・施設の運営理念との整合性が確保されている。
- 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。

8－（１）－③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。（共通Ⅰ－１－（２）－①）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。
- 本評価基準では、運営理念や基本方針を文書にして職員に配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 本評価基準にいう「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、組織に雇用される全ての職員を指しています。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針を会議や研修において説明している。
- 運営理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。
- 運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8－（１）－④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。（共通Ⅰ－１－（２）－②）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示すものですから、職員に限らず、子どもや保護者等にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して運営理念や基本方針を周知することによって、実施する福祉養育・支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。

○子どもや保護者等に対する周知では、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。また、子どもや保護者等に対しては職員に対する方法とは違った工夫も求められます。

○評価方法は、前項の評価基準と同様、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取することを基本とします。

評価の着眼点

運営理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成する等、より理解しやすいような工夫を行っている。

子どもや障害を持つ保護者や子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。

運営理念や基本方針を施設の子ども会等で資料をもとに説明している。

運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8- (2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

8- (2) -① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通I-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定している。
- b) 経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定しているが、課題や問題点を解決するための内容が十分でない。
- c) 経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 「中・長期計画」とは、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。(本評価基準における「中・長期」とは3～10年を指すものとします。)
- 本評価基準では、社会的養護の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな社会的養護の養育・支援の実施といったことも含めた将来像や目標(ビジョン)を明確にし、その将来像や目標(ビジョン)を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を評価します。なお、書類の体裁等を評価するものではありません。
- 本評価基準では、以下の順序で組織の現状が整理され、中・長期計画が策定されることを期待しています。
 - i) 運営理念や基本方針の実現に向けた将来像や目標(ビジョン)を明確にする。
 - ii) 明確にした将来像や目標(ビジョン)に対して、実施する社会的養護の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
 - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、将来像や目標(ビジョン)を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
 - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。
- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、組織として取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針あるいは質の高い養育・支援の実現に向けた将来像や目標(ビジョン)を明確にしている。
- 実施する社会的養護の養育・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしている。
- 中・長期計画は、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画に基づく取組を行っている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
- 施設の小規模化と地域分散化による家庭的養護の推進を図るため、本体施設は小規模グループケア化するとともに、小規模化し、併せて、家庭的養護の推進に向け、施設機能を地域に分散するグループホームやファミリーホームへの転換を行う移行計画を策定している。
- 中・長期計画は、本体施設が専門的ケアや地域支援の拠点機能を強化し、地域の里親支援や家庭支援を行う体制を充実させる内容になっている。

8－（２）－② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
(共通Ⅰ－２－（１）－②)

【判断基準】

- a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
- b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されているが、事業内容が十分でない。
- c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準における評価のポイントは、①中・長期計画の内容が、各年度の事業計画に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であること、の二点です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行う必要があります。上記の評価ポイントの二点目は、実施状況の評価が可能となるような計画であることを求めています。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。

評価の着眼点

- 事業計画には、小規模化、専門的支援、人材育成、地域支援等、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。
- 事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等を設定することによって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。
- 事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 事業計画は、前年度の実施状況の把握や評価を踏まえて策定している。

8- (2) -③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通I-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。
- c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準における評価のポイントは、中・長期計画や事業計画の策定に当たり、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているかという点です。また、内容によっては子どもや保護者の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子どもや保護者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。

○中・長期計画の評価は、社会の動向、組織の状況、子どもや保護者等や地域のニーズ等の変化に対応するために行います。単年度事業計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの基本となります。

○評価方法は、計画策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録、事業計画の評価結果が、次年度の事業計画に反映されているかについての継続した事業計画の比較等で確認します。

○なお、各計画の策定、評価、見直しにおいて、例えば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員以外に中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違って構いません。

評価の着眼点

年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。

評価の結果に基づいて各計画の見直しを行っている。

一連の過程が一部の職員だけで行われていない。

8- (2) -④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 各計画を職員に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 各計画を職員に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 各計画を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 各計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 各計画を会議や研修において説明している。
- 各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示するなどの工夫を行っている。
- 各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画の進捗状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8- (2) -⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-③)

【判断基準】

- a) 事業計画を子ども等に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子ども等に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子ども等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもや保護者等に対する周知では、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても本評価基準の評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、簡潔にまとめたものでも構いません。意図が理解されることが大切です。

○障害のある子どもや乳幼児等に対しては、保護者に対して説明することも求められます。

○評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、子どもや保護者に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

□子どもや保護者等に各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。

□各計画を子ども会や保護者等で資料をもとに説明している。

8- (3) 施設長の責任とリーダーシップ

A-8-(3)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。(共通I-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設長は、組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことができないものです。質の高い養育や支援の実施や、効率的な運営は、施設長だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮することが施設長の要件と言えます。

○本評価基準での「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指します。

○具体的な取組については、施設長が社会的養護の使命を自覚し、文書化するとともに会議や研修において表明する等、組織内に十分に伝わるとともに、理解を得ることができる方法で行われていることが評価のポイントとなります。

評価の着眼点

□施設長は、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明している。

□施設長は、自らの役割と責任について、広報誌等に掲載して表明している。

□平常時のみならず、有事（災害・事故等）における施設長の役割と責任が明確になっている。

□施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

8－（3）－② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。（共通Ⅰ－3－（1）－②）

【判断基準】

- a) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設が社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法令や施設としての倫理を踏まえ、事業を進める必要があります。施設長自らがそれらの法令等（憲法、法律、政令、府・省令、告示、通達、局長通知、課長通知）や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。
- 組織として遵守しなければならない基本的な関連法令について、リスト化する等の方法で正しく認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうか等が評価のポイントとなります。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについても含まれることが望まれます。
- 本評価基準では、施設長の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組と実際に遵守するための具体的な取組の双方を求めています。

評価の着眼点

- 施設長は、法令遵守の観点での施設経営に関する研修や勉強会等に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

8－（3）－③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。（共通Ⅰ－3－（2）－①）

【判断基準】

- a) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、養育・支援の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第 78 条には、施設は「良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。施設ではその質を向上させることが重要な課題になっています。
- 施設長は、理念や基本方針に照らし合わせた養育・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして指導力を発揮することが重要です。
- 本評価基準では、施設長がこの課題を正しく理解した上で、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

評価の着眼点

- 施設長は、実施する養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

8－(3)－④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通I－3－(2)－②)

【判断基準】

- a) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長は、施設運営の基本である経営や業務の効率化と改善という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。
- なお、この項目は、前項目の質の向上と相反するものではありません。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効率化を行うとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な養育・支援の実施には不可欠となります。
- 施設長には、理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取組が必要となります。
- 本評価基準では、施設長がこれらの取組を自ら実施するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で合目的・効率的な事業運営を目指すための指導力を発揮することを期待しています。
- 取組は具体的でなければなりません。訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

評価の着眼点

- 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。
- 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

8- (4) 経営状況の把握

8- (4) -① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。 (共通Ⅱ-1-(1)-①)

【判断基準】

- a) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- b) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設運営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設運営の基本として、組織として外的な動向を的確に把握するための取組を行っているかどうかを評価します。
- 社会的養護の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数や子どもの状況の変化、養育・支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等は、施設運営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報です。
- さらに本評価基準は、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることを求めています。情報把握の目的は、環境変化に適切に対応した施設運営の維持にあり、各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されないからです。
- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況について、具体的な資料等を確認します。

評価の着眼点

- 社会的養護の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。
- 子どもの数や子どもの状況等について、施設が位置する地域での特徴・変化等を把握している。
- 養育・支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等を収集している。
- 把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。

8－（４）－② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。（共通Ⅱ－１－（１）－②）

【判断基準】

- a) 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- b) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。
- c) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、運営状況を具体的に把握・分析する取組が行われているかどうかを評価します。
- 評価のポイントは、運営状況の把握・分析のための方法が組織として確立された上でその取組が行われているかどうかという点です。法人や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置付けることはできません。
- 運営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりする等、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、職員への周知の方法、改善へ向けての仕組み等、具体的な内容について聴取を行います。

評価の着眼点

- 定期的に養育・支援のコスト分析や子どもの数の推移、入所率等の分析を行っている。
- 改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。
- 運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体で取組を行っている。

8－（４）－③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。（共通Ⅱ－１－（１）－③）

【判断基準】

- a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた運営改善を実施している。
- b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた運営改善が十分ではない。
- c) 外部監査を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。
- ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」（以下「外部監査の考え方」3. 外部監査の実施者を参照）によることが求められます。
- 社会福祉法人審査基準では、「法人運営の透明性の確保」を求めているので、ここで求める外部監査には、下記「外部監査の考え方」の2. 外部監査の範囲のうちいずれかのみでも差し支えありません。
- 外部の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営上の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置付けることができます。
- 本評価基準では、外部の専門家による外部監査を実施しているかどうか、またその結果を経営改善に活用しているかどうかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。
- 「外部監査の考え方」
 1. 外部監査の趣旨
広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。
 2. 外部監査の範囲
 - ①公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う財務諸表の監査
 - ②公認会計士等、税理士その他会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等
 - ③財務状況以外の事項（法人の組織運営・事業等）の監査
 3. 外部監査の実施者
外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。
なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊な関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

評価の着眼点

- 事業規模に応じ、定期的に（2年あるいは5年に1回程度）、外部監査を受けるよう努めている。
- 外部監査の結果や、公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、運営改善を実施している。

8- (5) 人事管理の体制整備

8- (5) -① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通Ⅱ-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- b) 目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。
- c) 目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、基本方針や各計画を実現するために必要な人材や人員体制について、組織として具体的なプランを持っているかどうかを評価します。
- プランは、単に「質の高い人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織の基本方針や各計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置といったことも含めて立案される必要があります。
- 本評価基準では、具体的な考え方・プランの有無とともに、プランどおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人事管理が行われているかどうかを、具体的な経過等から評価します。
- 人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方を評価します。

評価の着眼点

- 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。
- 社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。
- プランに基づいた人事管理が実施されている。
- 各種加算職員の配置に積極的に取組、人員体制の充実に努めている。
- 職員が、各職種専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として養育・支援に取り組む体制が確立している。
- 基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法定当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かしている。

8－(5)－② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。(共通Ⅱ－2－
(1)－②)

【判断基準】

- a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 人事考課の持つ意味は、組織の事情によって多少の違いはあるものの、基本的には、職員の職務遂行に当たっての能力と行動及びその成果を評価者が、組織として定めた一定の基準と方法に従って評価してその結果を記録し活用することと言えます。
- 人事考課の目的と役割は、人材の能力開発、育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立つことです。決して、賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではありません。確かに人の評価にかかわる問題だけに慎重な対応が必要ですが、本来の目的を正しく認識し、適性に運用していくことは、健全な組織では当然のことと言えます。
- 人事考課は、「成績考課」(仕事量、仕事の完成度、業務の達成度など)、「情意考課」(規律性、協調性、積極性、責任制など)、「能力考課」(知識・技能、実行力、判断力など)の3点から行われるのが一般的です。
- 人事考課と人材育成を関連付けるとき、組織固有の評価すべき能力の具体的設定が重要であり、考課に当たっては、絶対評価の基準の明確化が求められます。そして何より、人を評価する評価者としての正しい評価眼を養うことが大切になります。人事考課の実施が、職員一人一人の資質や能力を活かした将来像を見据えながら、自己評価と関連づけて行われることが望まれます。
- 評価方法は、考課基準を職員に明示している書面によって確認するとともに、訪問調査によって客観性・公平性・透明性を確保するためにどのような取組を行っているかを具体的に聴取して確認します。
- なお、施設の規模や職員体制を十分に勘案してその実施状況を評価することが必要になります。したがって、上記判断基準における b) の客観的な基準とは、施設長等が職員の期待している仕事の内容を面接時に明確に示していることを指します。

評価の着眼点

- 人事考課の目的や効果を正しく理解している。
- 考課基準を職員に明確に示すことや、結果の職員へのフィードバック等の具体的な方策によって客観性や透明性の確保が図られている。

8－（５）－③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。（共通Ⅱ－２－（２）－①）

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善に取り組む仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 養育・支援の内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められます。職員の就業状況や意向・意見を把握、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を人材や人員体制に関する具体的なプランに反映した上で進めていくといった仕組みが必要となります。
- 職員の状態を把握する取組としては、有給休暇の消化率や時間外労働の定期的なチェック、疾病状況のチェックなど客観情報の把握のほか、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。
- また、把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

評価の着眼点

- 職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。
- 把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署等を設置している。
- 分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。
- 定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。
- 希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。
- 困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組んでいる。

8－（５）－④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。（共通Ⅱ－２－（２）－②）

【判断基準】

- a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。
- b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、職員処遇の充実を図るという広い観点からの取組を評価の対象とします。
- 具体的には、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成19年厚生労働省告示第289号）第3に規定される人材確保の方策のうち、1. 労働環境の整備の推進等にある「⑤健康管理対策等」及び「⑦福利厚生」に示されているものに対する取組等が挙げられます。
- 職員の健康維持の取組としては、例えば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。
- 相談窓口の設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、組織内部に設置していれば評価の対象とします。
- 福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、福利厚生事業の推進を図っているかどうか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。
- 職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、又は、関係機関と連携して、解決に向けた体制が整備されている。
- 職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行っている。
- 臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意している。

8- (6) 実習生の受入れ

8- (6) -① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。(共通Ⅱ-2-(4)-①)

【判断基準】

- a) 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組を実施している。
- b) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しているが、効果的なプログラムが用意されていない等積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○福祉の人材を育成することは、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備されている必要があります。

○要員の補充や学生の青田買いを目的とした取組では意味がありません。

○本評価基準では、まず組織として実習生受入れの意義や方針が明確にされ全職員に理解されているかが評価の対象となり、受入れ体制を整備し、様々な工夫のもとで効果的な実習が行われているかどうかを評価します。

○受入れ体制の整備については、担当者の設置と、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

○実習生は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、より丁寧な利用者への配慮が求められます。本評価基準では、子どもにとっても有益な体験となるよう、子どもの意向を尊重した実習生の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについても評価します。事前説明の方法や、子どもへの配慮の具体的な取組等について聴取します。

○本評価基準では、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生が対象となります。

評価の着眼点

□実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。

□実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明し、全職員が理解している。

□実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。

□受入れに当たっては、学校等との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。

□実習指導者に対する研修を実施している。

□実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。

□学校等と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

□学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを策定している。

□社会福祉士等の種別に配慮したプログラムを用意している。

8- (7) 標準的な実施方法の確立

8- (7) -① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた養育・支援が実施されている。
- b) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた養育・支援の実施が十分ではない。
- c) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 養育・支援においては、個々の子どもの状況に応じた養育・支援を行う必要があります。しかし、安全性を含めて一定の水準以上の養育・支援の提供を担保するためには、施設として実施しなければならない事項をもとめ、標準的な実施方法を定めることが必要です。(例えば、児童養護施設であれば、「入浴」「食事」「学習・進路」などの養育や支援の内容ごとに定めることを想定しています。
- 標準的な実施方法を定め、一定の養育・支援の水準を保った上で、それぞれの子どもの状態に応じて個別化を行うことが必要であり、これは事故防止の観点からも有効です。
- 本評価基準では、このような観点から、標準的な実施方法が文書化されているかどうかについて評価します。これは、全ての子どもに対する画一的な養育・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準的な実施方法には、基本的な技術に関するものだけでなく、養育・支援を実施する時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等事業所の状況に応じた業務手順等も含まれ、実施する養育・支援全般にわたって文書化されていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法に合わない養育・支援が行われた場合の対応方法についてもあわせて評価を行います。
- 標準的な実施方法を記した文書は、いつでも閲覧でき、職員が日常的に活用している状態が求められます。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、マニュアル等の活用状況について、自立支援計画との突合せや、実施状況を確認する仕組みの有無、関係職員への聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の養育・支援を行っている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものとしている。

8- (7) -② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分でない。
- c) 標準的な実施方法について、検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、仕組みに従って見直しが行われているかどうかを確認します。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、養育・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCA のサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況に基づいて養育・支援の質の向上という観点から行われなければなりません。
- 評価方法は、訪問調査において、定期的な検証や見直しについて、マニュアルの改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

評価の着眼点

- 養育・支援の標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しを行う。
- 標準的な実施方法の見直しに当たり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

8- (8) 評価と改善の取組

8- (8) -① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。
- b) 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。
- c) 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設運営や養育・支援の質の向上は、P (Plan・計画策定) → D (Do・実行) → C (Check・評価) → A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。
- これを具体的に示すと、改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更、となります。
- 8- (8) の①～②では、この考え方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「養育・支援の内容」とは、個別の利用者に対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。
- 本評価基準は、現在の養育・支援の内容を正しく評価するための組織としての体制整備に焦点をあてています。「定期的に評価を行う体制が整備され機能している」とは、自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ実行されていることを指します。

評価の着眼点

- 評価に関する担当者・担当部署が設置されている。
- 職員の参画による評価結果を分析・検討する場が、施設として定められ実行されている。
- 3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施している。

8－(8)－② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。(共通Ⅲ－2－(1)－②)

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでは至っていない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 実施した自己評価、第三者評価などの結果を組織がどのように活用しているかを、改善課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し決定しているか、また、決定された改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。
- 改善課題の明確化についての評価方法は、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれに基づく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって対応していくことが求められます。
- 課題の改善についての評価方法は、訪問調査において、改善課題についての評価結果に基づいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して行います。

評価の着眼点

- 職員の参画により評価結果の分析を行っている。
- 分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。
- 改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っている。